

財務諸表に対する注記（小口生活資金貸付事業拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

(1) 新たな会計基準の採用

当年度より従来採用していた「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知社援第310号、最終改正平成19年2月20日雇児発第0220001号・社援発第0220001号・障発第0220002号・老発第0220003号)に替えて、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、以下「会計基準」という。)を採用することとした。

当該変更により、拠点区分事業活動計算書の前年度決算欄には金額を記載しておらず、拠点区分貸借対照表の前年度末欄に記載されている金額は、「会計基準」に平成27年4月1日付で移行した結果の金額を記載している。

3. 採用する退職給付制度

該当する事項はない。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 小口生活資金貸付事業拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)は該当しないため省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は該当しないため省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当する事項はない。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
長期貸付金	27,695,450	0	27,695,450
合計	27,695,450	0	27,695,450

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。